

県南広域振興局長告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年11月8日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 北上市更木8地割27番2の一部、28番1の一部、61番1、61番2及び71番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市更木8地割28番地1 株式会社セントラル